

## 工事等に係る最低制限価格の設定基準新旧対照表

新	旧
<p>2 最低制限価格の設定</p> <p>(2) 工事に係る委託業務の最低制限価格の設定基準</p> <p>工事に係る委託業務の契約に係る最低制限価格の設定基準は、委託業務の種類ごとに定めるアからエまでの合計額(1円未満切捨て)に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額(1円未満切捨て)とする。(一の契約の中に二以上の委託業務が含まれる場合は、委託業務の種類ごとに算出した額の合計額(1円未満切捨て)に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額(1円未満切捨て)とする。)ただし、測量及び地質調査以外の工事に係る委託業務については、その額が予定価格の<u>10分の8.1</u>を超える場合にあっては、予定価格に<u>10分の8.1</u>を乗じて得た額(1円未満切捨て)とし、予定価格の10分の6に満たない場合にあっては、予定価格に10分の6を乗じて得た額(1円未満切上げ)とする。また、測量業務については、その額が予定価格の10分の8.2を超える場合にあっては、予定価格に10分の8.2を乗じて得た額(1円未満切捨て)とし、予定価格の10分の6に満たない場合にあっては、予定価格に10分の6を乗じて得た額(1円未満切上げ)とする。地質調査については、その額が予定価格の10分の8.5を超える場合にあっては、予定価格に10分の8.5を乗じて得た額(1円未満切捨て)とし、予定価格の3分の2に満たない場合にあっては、予定価格に3分の2を乗じて得た額(1円未満切上げ)とする。</p> <p>① 設計(土木)</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 直接人件費の額</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 直接経費の額</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p style="margin-left: 20px;">エ 一般管理費等の額に<u>10分の5</u>を乗じて得た額</p> <p>② 測量</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 直接測量費の額</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 測量調査費の額</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ 諸経費の額に<u>10分の5</u>を乗じて得た額</p> <p>③ 地質調査</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 直接調査費の額</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額</p> <p style="margin-left: 20px;">エ 諸経費の額に<u>10分の5</u>を乗じて得た額</p>	<p>2 最低制限価格の設定</p> <p>(2) 工事に係る委託業務の最低制限価格の設定基準</p> <p>工事に係る委託業務の契約に係る最低制限価格の設定基準は、委託業務の種類ごとに定めるアからエまでの合計額(1円未満切捨て)に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額(1円未満切捨て)とする。(一の契約の中に二以上の委託業務が含まれる場合は、委託業務の種類ごとに算出した額の合計額(1円未満切捨て)に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額(1円未満切捨て)とする。)ただし、測量及び地質調査以外の工事に係る委託業務については、その額が予定価格の<u>10分の8</u>を超える場合にあっては、予定価格に<u>10分の8</u>を乗じて得た額(1円未満切捨て)とし、予定価格の10分の6に満たない場合にあっては、予定価格に10分の6を乗じて得た額(1円未満切上げ)とする。また、測量業務については、その額が予定価格の10分の8.2を超える場合にあっては、予定価格に10分の8.2を乗じて得た額(1円未満切捨て)とし、予定価格の10分の6に満たない場合にあっては、予定価格に10分の6を乗じて得た額(1円未満切上げ)とする。地質調査については、その額が予定価格の10分の8.5を超える場合にあっては、予定価格に10分の8.5を乗じて得た額(1円未満切捨て)とし、予定価格の3分の2に満たない場合にあっては、予定価格に3分の2を乗じて得た額(1円未満切上げ)とする。</p> <p>① 設計(土木)</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 直接人件費の額</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 直接経費の額</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p style="margin-left: 20px;">エ 一般管理費等の額に<u>10分の4.8</u>を乗じて得た額</p> <p>② 測量</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 直接測量費の額</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 測量調査費の額</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ 諸経費の額に<u>10分の4.8</u>を乗じて得た額</p> <p>③ 地質調査</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 直接調査費の額</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額</p> <p style="margin-left: 20px;">エ 諸経費の額に<u>10分の4.8</u>を乗じて得た額</p>

④ 設計（建築）

ア 直接人件費の額

イ 特別経費の額

ウ 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額

エ 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額

④ 設計（建築）

ア 直接人件費の額

イ 特別経費の額

ウ 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額

エ 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額